



2017年7月25日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 IR 室長 山口 和昭
(TEL. 03-3497-7295)

株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成29年5月25日に株式会社ヤナセ(以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、平成29年5月26日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成29年7月24日をもって終了致しましたので、その結果について、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 対象者の名称

株式会社ヤナセ

(2) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,560,000(株)	5,010,000(株)	12,560,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,010,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限は、対象者の総議決権数(47,196個)に50.1%を乗じた数(23,646個、小数点未満切り上げ)から、当社が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(5,010個)に係る株式数(5,010,000株)です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,560,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、買付予定数の上限は、対象者の総議決権数(47,196個)に66.1%を乗じた数(31,196個、小数点未満切り捨て)から、当社が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(12,560個)に係る株式数(12,560,000株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(3) 買付け等の期間

平成29年5月26日(金曜日)から平成29年7月24日(月曜日)まで (41営業日)

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金540円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計(12,855,000株)が買付予定数の上限(12,560,000株)を超えましたので、平成29年5月25日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成29年7月7日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載の通り、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項、及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成29年7月25日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,855,000 (株)	12,560,000 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—
合計	12,855,000 (株)	12,560,000 (株)
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,636 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	150 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.32%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	31,196 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.42%)
対象者の総株主等の議決権の数	47,196 個	

(注1)「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」(平成29年7月25日現在)は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」(平成29年3月31日現在)は、対象者が平成29年6月21日に提出した第145期有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

① 計算方法

応募株券等の数の合計(12,855,000株)が買付予定数の上限(12,560,000株)を超えたため、平成29年5月25日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成29年7月7日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載の通り、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとなりました。

② 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は12,560,000株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	12,560	(A)
応募株券等に係る議決権の数	12,855	(B)
あん分比率	0.9770517308...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	各応募株主 の応募株式 数 (株)	あん分比例後 の株式数(株)	1 単元未満 の株式数を 四捨五入 (株)	(3) によ り切り上げ (切り捨て) られた 単元未満株 式数 (株)	買付株式数 の増減(株)	最終買付株 式数 (株)	応募株主に 返還する株 式数 (株)
1	3,224,000	3,150,014.78	3,150,000	-14.78	0	3,150,000	74,000
2	2,918,000	2,851,036.95	2,851,000	-36.95	0	2,851,000	67,000
3	2,040,000	1,993,185.53	1,993,000	-185.53	0	1,993,000	47,000
4	1,200,000	1,172,462.08	1,172,000	-462.08	0	1,172,000	28,000
5	1,092,000	1,066,940.49	1,067,000	59.51	0	1,067,000	25,000
6	1,000,000	977,051.73	977,000	-51.73	0	977,000	23,000
7	401,000	391,797.74	392,000	202.26	0	392,000	9,000
8	320,000	312,656.55	313,000	343.45	0	313,000	7,000
9	260,000	254,033.45	254,000	-33.45	0	254,000	6,000
10	150,000	146,557.76	147,000	442.24	-1,000	146,000	4,000
11	100,000	97,705.17	98,000	294.83	0	98,000	2,000
12	100,000	97,705.17	98,000	294.83	0	98,000	2,000
13	50,000	48,852.59	49,000	147.41	0	49,000	1,000

(注) (2) 及び (4) の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日
平成29年8月3日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等につきましては、平成29年5月25日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成29年7月7日付の「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は限定的です。

平成30年3月期の連結業績見通し(当社株主に帰属する当期純利益)4,000億円に変更はありません。

以 上